二　事業再生会社（第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

第五十六条の二第二項第十号中「及び第三十五号」の下に「、次条第一項第七号並びに第二百十条の九第一項第七号」を加える。

第五十七条第一項中「第百六条第三項」を「第百六条第三項本文」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

第五十七条第二項中「前項各号」を「保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第百六条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

第五十八条第一項第三号ロ中「第百五条第一項第十九号及び第百五条の六第一項第十八号」を「第百五条第一項第二十号及び第百五条の六第一項第十九号」に改め、同条第六項中「含む。）」の下に「及び第三項第二号」を加える。

第五十八条の二第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第二編第四章中第五十八条の四の次に次の一条を加える。

（特例対象会社）

第五十八条の五　法第百七条第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。）であって、当該会社の議決権を、保険会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

2　法第二条第十五項の規定は、前項に規定する議決権について準用する。

第五十九条の二第一項第一号に次のように加える。

ヘ　会計監査人の氏名又は名称

第五十九条の二第一項第五号ハ中「元本補てん契約」を「元本補**塡**契約」に改める。

第七十八条第一項第一号中「社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。以下この条及び第二百十一条の四十九において同じ。）」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改め、同項第二号並びに同条第二項第一号及び第二号中「社団法人日本アクチュアリー会」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改める。

第八十三条第一号イ中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法」に、「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同号ロ中「厚生年金保険法第百五十九条第七項（連合会の業務）及び」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第九項（存続連合会の業務）及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項（存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法」に、「企業年金連合会」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会」に改め、「とする保険契約」の下に「並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の十八第七項（連合会の業務）及び同法第九十一条の二十四（準用規定）において準用する同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定に基づき企業年金連合会を保険契約者とする保険契約」を加える。

第八十五条第一項第二号及び第二号の二を次のように改める。

二　保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあっては、保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二　役員等の選任又は退任（以下「選退任」という。）があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第八十五条第一項中第二号の四を第二号の八とし、第二号の三を第二号の七とし、第二号の二の次に次の四号を加える。

二の三　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四　会計参与の選退任があった場合（会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の五　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の六　会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）（法第五十三条の七において準用する場合を含む。）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第八十五条第一項第四号中「第五十七条第一項各号」を「保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号」に改める。

第九十条第二項第十八号中「（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）」を削る。

第百五条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同項第十八号中「第百五条の六第十七号」を「第百五条の六第一項第十八号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八　合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の会計監査人の履歴書

第百五条第三項中「第一項第二十号」を「第一項第二十一号」に改める。

第百五条の三第二号ロ中「この」を削る。